

財 関 第 263 号
令和 7 年 3 月 24 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 7 年 3 月 31 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。